

よくあるお問い合わせ

電気用品安全法 法令業務実施手引書 (Ver 5.0.2)』とあわせてご覧ください。

ガイドは 経済産業省 電気用品安全法 のウェブサイトからダウンロードできます。

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/pse_guide.html

1. 電気用品を国内製造または海外から輸入して販売するまでの流れ

P. 2

Q1-1 電気用品を国内製造または海外から輸入して国内で販売したい。どのような手続きが必要か？

Q1-2 電気用品の輸入を検討しており、海外の製造事業者にお問い合わせをしたところ、「他の日本の事業者へ出荷している PSE マーク付の商品がある」と言われたが、これをそのまま輸入・販売できるか？

2. 用語の意味

P. 2

Q2-1 PSE マークとは？

Q2-2 「電気用品」、「特定電気用品」、「特定電気用品以外の電気用品」とは？

Q2-3 「製造」、「輸入」、「事業者」とは？

Q2-4 「電気用品の区分」とは？

Q2-5 「型式の区分」とは？

Q2-6 「技術基準適合確認」、「自主検査」とは？

Q2-7 「適合性検査」とは？

Q2-8 「適合同等証明書」、「適合同等証明書の写し（副本）」とは？

3. 対象・非対象

P. 4

Q3-1 製造または輸入する製品が規制の対象となるか知りたい。

Q3-2 業務用、産業用、医療用機器は対象となるか？

Q3-3 試験目的で輸入する電気製品は対象となるか？

4. 技術基準

P. 5

Q4-1 製品が技術基準に適合するか確認したい。技術基準はどこを見ればよいか？

Q4-2 CE マークや UL 認証マーク等が表示された電気製品を輸入したい。日本での手続きは必要か？

5. 表示

P. 5

Q5-1 PSE マーク（記号）の他にどのような表示が必要か？

Q5-2 略称表示を申請したい。

6. 届出手続き

P. 6

Q6-1 「型式の区分」の様式はどこにあるか？

Q6-2 「事業届出事項変更届出書」はどのようなときに提出が必要か？

Q6-3 事業届出書を提出している。住所が変わったが、手続きが必要か？

Q6-4 届出書はどこへ提出すればよいか？

Q6-5 届出書の控えはもらえるか？

Q6-6 届出はいつまでに提出すればよいか？

Q6-7 海外事業者による電気用品安全法の届出について。

1. 電気用品を国内製造または海外から輸入して販売するまでの流れ

Q 1-1 電気用品を国内製造または海外から輸入して国内で販売したい。どのような手続きが必要か？

- A
- 国内製造または海外から輸入する製品が、電気用品安全法の規制対象となる電気用品に該当する場合、製造事業者または輸入事業者は次の義務を果たす必要があります。
 - (1) 届出
 - (2) 技術基準適合確認
 - (3) 自主検査の実施と検査記録の保存
 - (4) 適合性検査証明書の保存（特定電気用品のみ）
 - (5) 表示
 - 手続きの流れについて、詳しくは『電気用品安全法 法令業務実施手引書（Ver 5.0.2）』（製造事業者の場合 P.14-15、輸入事業者の場合 P.16-17）をご覧ください。
（ガイドはこちら https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/pse_guide.html）
 - 電気用品に該当するかの判断に関しては、Q3-1 をご覧ください。

Q 1-2 電気用品の輸入を検討しており、海外の製造事業者に問い合わせをしたところ「他の日本の事業者へ出荷している PSEマーク付の商品がある」と言われたが、これをそのまま輸入・販売できるか？

- A
- 電気用品を輸入する場合は、輸入事業者それぞれが電気用品安全法に定められる義務を果たさなければならないため、届出や技術基準適合確認等を行う必要があります。手続きの流れについてはQ1-1 をご覧ください。

2. 用語の意味

Q 2-1 PSE マークとは？

- A
- PSE マークとは、電気用品を製造・輸入する事業者が、電気用品安全法に定められる検査等の義務を果たし、安全が確認された製品に、事業者自ら表示するマークです。
 - PSE マークには、ひし形（◇PSE）と丸形（○PSE）の二種類があります。
 - ・「ひし形（◇PSE）」は、使用状況により危険が発生するおそれが高い「特定電気用品」につけるマークで、116 品目が指定されています。「特定電気用品」の一覧は、『電気用品安全法 法令業務実施手引書（Ver 5.0.2）』の P.82-83 をご覧ください。
 - ・「丸形（○PSE）」は、「特定電気用品以外の電気用品」につけるマークで、341 品目が指定されています。「特定電気用品以外の電気用品」の一覧は、『電気用品安全法 法令業務実施手引書（Ver 5.0.2）』の P.84-85 をご覧ください。
 - 電気用品安全法の規制対象となる電気用品は、この PSE マークと電気用品ごとに定められた表示を付さなければ、販売および販売目的のための陳列を行うことはできません。
 - 詳しくは、『電気用品安全法 法令業務実施手引書（Ver 5.0.2）』の P.8「(4) PSE マーク表示」および P.74-78 の「6.表示」をご覧ください。
（ガイドはこちら https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/pse_guide.html）

Q 2-2 「電気用品」、「特定電気用品」、「特定電気用品以外の電気用品」とは？

- A
- 電気用品安全法の規制を受ける製品を「電気用品」といい、主に、交流電源に接続して使用する製品・部品、携帯発電機や蓄電池が指定されています。
 - 具体的な品目は、電気用品安全法施行令別表第一、二において、457 品目が指定されています。それらは、構造や使用方法等の使用状況により、危険が生じるおそれの高いものとして指定する「特定電気用品」（116 品目）と、特定電気用品を除いた 341 品目の「特定電気用品以外の電気用品」に分けられます。
 - 電気用品名は『電気用品安全法 法令業務実施手引書（Ver 5.0.2）』のP.82-85 をご覧ください。
（ガイドはこちら https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/pse_guide.html）

Q 2-3 「製造」、「輸入」、「事業者」とは？

- A
- 「製造」とは、電気用品を完成させる行為をさします。
 - 「輸入」とは、電気用品を外国から国内に引き取る行為（通関）をさします。（通関手続き等の、輸入に関する手続きを単に代行するだけの行為は輸入とはなりません。ただし、輸入代行であっても、輸入品を国内に供給する事業を行っている場合は、電気用品安全法上の輸入事業者となります。）
 - 「事業者」とは、製造、輸入または販売の事業を行う者をいい、継続的または反復的に行われたい個人売買を除きます。詳しくは、『電気用品安全法 法令業務実施手引書（Ver 5.0.2）』のP.81 をご覧ください。
（ガイドはこちら https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/pse_guide.html）

Q 2-4 「電気用品の区分」とは？

- A
- 「電気用品の区分」とは、電気用品 457 品目を 20 区分におおまかに分類するもので、電気用品安全法施行規則別表第一で指定されています。届出はこの「電気用品の区分」毎に行う必要があります。
 - 「電気用品の区分」は『電気用品安全法 法令業務実施手引書（Ver 5.0.2）』のP.18をご覧ください。
（ガイドはこちら https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/pse_guide.html）

Q 2-5 「型式の区分」とは？

- A
- 「型式の区分」とは、構造、材質、性能等の要素によって、製造または輸入する製品がどのようなものを特定するためのもので、電気用品名ごとに電気用品安全法施行規則の別表第二で定められています。メーカーが定める型番とは異なります。届出は、「電気用品の区分」ごとに、この「型式の区分」を届け出る必要があります。詳しくは、『電気用品安全法 法令業務実施手引書（Ver 5.0.2）』のP.19、23-27 をご覧ください。
（ガイドはこちら https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/pse_guide.html）

Q 2-6 「技術基準適合確認」、「自主検査」とは？

- A
- 届出を行った事業者は、製造または輸入する電気用品が技術基準に適合するかどうか検査する必要があります。検査には、（1）設計段階における「技術基準適合確認」および（2）製造段階における「自主検査」があります。自主検査の検査記録は、検査の日から 3 年間保存する必要があります。
 - 検査方式等について詳しくは、『電気用品安全法 法令業務実施手引書（Ver 5.0.2）』（技術基準適合確認は P.60-61、自主検査は P.62-65）をご覧ください。
（ガイドはこちら https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/pse_guide.html）

Q 2-7 「適合性検査」とは？

- A**
- 「適合性検査」とは、届出を行った事業者が、「特定電気用品」を製造または輸入するときに受検しなければならない検査で、国の登録を受けた検査機関（登録検査機関）でのみ受検することができます。登録検査機関のリストは、『電気用品安全法 法令業務実施手引書（Ver 5.0.2）』のP.87-89をご覧ください。
 - 「適合性検査」に合格すると、「証明書」が交付されます。届出を行った事業者は、特定電気用品を販売するときまでにこの「証明書」の交付を受け、保存する必要があります。詳しくは『電気用品安全法 法令業務実施手引書（Ver 5.0.2）』のP.66-73をご覧ください。
 - 【適合性検査の特例】 輸入の場合、外国製造事業者が、登録検査機関の適合性検査を受検して合格しているとき、その証明書の写し（副本）を製造事業者から受領保存することで、その有効期間内は適合性検査の受検を省略することができます。詳しくは、『電気用品安全法 法令業務実施手引書（Ver 5.0.2）』のP.61、66をご覧ください。（ガイドはこちら https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/pse_guide.html）

Q 2-8 「適合同等証明書」、「適合同等証明書の写し（副本）」とは？

- A**
- 「適合同等証明書」とは、外国製造事業者が、登録検査機関による特定電気用品の適合性検査を受検し、交付を受けた証明書のことです。
 - 「適合同等証明書」を持つ外国の製造事業者から、その証明書の範囲内の特定電気用品を輸入する場合、輸入事業者は、「適合同等証明書の写し（副本）」を保存することで、その有効期間内は適合性検査の受検を省略できます。これを「適合性検査の特例」といいます。
 - 「適合同等証明書の写し（副本）」とは、複写機によるコピーではなく、登録検査機関が発行する「副本」を指します。「副本」は、外国製造事業者が、検査を受検した登録検査機関に副本交付申請を行うことで発行されます。
 - 適合性検査の特例については、『電気用品安全法 法令業務実施手引書（Ver 5.0.2）』のP.67、72をご覧ください。（ガイドはこちら https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/pse_guide.html）

3. 対象・非対象

Q 3-1 製造または輸入する製品が規制の対象となるか知りたい。

- A**
- 電気用品安全法の規制を受ける製品を「電気用品」といい、主に、交流電源に接続して使用する製品・部品、携帯発電機や蓄電池が指定されています。
 - 電気用品の具体的な品目は 457 品目あり、どれに該当するかは、用途、機能、構造、定格等の観点から確認します。製品自体は規制対象外であっても、同梱されているものが対象となる場合もあります。詳しくは、『電気用品安全法 法令業務実施手引書（Ver 5.0.2）』（電気用品の定義は P.6-7、電気用品名のリストはP.82-85、どの電気用品に該当するかの確認に関しては P.19-22）をご覧ください。（ガイドはこちら https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/pse_guide.html）
 - 対象かどうかわかりづらい製品については、経済産業省 電気用品安全法のウェブサイトに掲載されています。<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/subject.html>

Q 3-2 業務用、産業用、医療用機器は対象となるか？

- A**
- 電気用品安全法の規制対象となるかは、産業用、業務用、医療用等の用途によらず、機能、構造、定格等の観点から判断する必要があります。電気用品によっては非対象となる場合もあるため、個別の電気用品毎に対象・非対象を判断してください。（例：「機械器具に組み込まれる特殊な構造のもの」の場合は非対象。）

Q 3-3 試験目的で輸入する電気製品は対象となるか？

- A** ■ 試験目的の場合、自社内で、自社職員（使用者は要限定）が使用する際に限り、「届出」、「技術基準適合確認」、「表示」を果たさずに輸入することができます。ただし、自社内の使用であっても不特定多数の者が使用する場合や、デモ・展示会等で使用する場合は、安全性を求める必要があるため「届出」と「技術基準適合確認」は必要です。この場合、販売は行わないため、「表示」は必要ありません。

4. 技術基準

Q 4-1 製品が技術基準に適合するか確認したい。技術基準はどこを見ればよいか？

- A** ■ 技術基準は「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈」の別表第一～十二で示されています。
- 日本固有の基準を利用する場合は、別表第一～十一をご確認ください。
 - 国際規格に準拠した基準を利用する場合は、別表第十二をご確認ください。
※「日本固有の基準」と「国際規格に準拠した基準」は独立したものであるため、混用することはできません。
 - 技術基準の適合確認について、詳しくは『電気用品安全法 法令業務実施手引書（Ver 5.0.2）』のP.60-61をご覧ください。
(ガイドはこちら https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/pse_guide.html)

Q 4-2 CE マークや UL 認証マーク等が表示された電気製品を輸入したい。日本での手続きは必要か？

- A** ■ CE マークや UL 認証マークは海外の基準を満たすことを示すマークです。これらが付いた電気製品であっても、電気用品安全法の規制を受ける電気用品を輸入・販売する場合は、日本の技術基準に適合していることを確認する必要があります。
- 手続きの流れについては、『電気用品安全法 法令業務実施手引書（Ver 5.0.2）』のP.16-17をご覧ください。
(ガイドはこちら https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/pse_guide.html)

5. 表示

Q 5-1 PSEマーク（記号）の他にどのような表示が必要か？

- A** ■ 製品に必要な表示は次の通りです。
- (1) 記号（PSE マーク）
 - (2) 届出事業者名 または 経済産業省へ届け出た登録商標、承認された略称
 - (3) 【特定電気用品のみ】適合性検査を行った登録検査機関の名称 または 経済産業省へ届け出た登録商標、承認された略称
 - (4) 技術基準省令 及び 技術基準省令解釈で規定されている項目
- ※ (1)～(3) は原則として近接して表示する必要があります。
- 表示については、『電気用品安全法 法令業務実施手引書（Ver 5.0.2）』のP.74-78をご覧ください。
(ガイドはこちら https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/pse_guide.html)

Q 5-2 略称表示を申請したい。

- A** ■ 略称表示承認申請書の提出先は、事業場の所在地にかかわらず、**経済産業省 製品安全課** です。詳しくは、『電気用品安全法 法令業務実施手引書（Ver 5.0.2）』のP.44-46、76 をご覧ください。

（ガイドはこちら https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/pse_guide.html）

6. 届出手続き

Q 6-1 「型式の区分」の様式はどこにあるのか？

- A** ■ 「型式の区分」の様式は、関東経済産業局 電気用品安全法のウェブサイトからダウンロードできます。該当する「電気用品の区分」をクリックし、EXCEL ファイルをダウンロードしてください。

関東経済産業局 電気用品安全法のウェブサイト

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/seihin_anzen/index_denanho.html

Q 6-2 「事業届出事項変更届出書」はどのようなときに提出が必要か？

- A** ■ 届出後に、次の事項に変更、追加、削除が生じた場合、**遅滞なく届出を行う**必要があります。
- ・ 氏名（法人の場合は名称 及び 代表者の氏名※）
 - ・ 住所（法人の場合は本社住所）
 - ・ 型式の区分
 - ・ 当該電気用品を製造する工場または事業場の名称 及び 所在地
（輸入の事業を行う者にあつては、当該電気用品の製造事業者の氏名または名称 及び 住所も）
※ 法人の代表者の変更は、施行規則では軽微な変更と規定されているので、変更届出として「代表者名の変更」のみを届出する必要はありません。
- **届出は、「製造・輸入ごと」かつ「電気用品の区分ごと」に行う必要があります。**
- 記載例等、詳しくは、『電気用品安全法 法令業務実施手引書（Ver 5.0.2）』のP.39-41 をご覧ください。
（ガイドはこちら https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/pse_guide.html）

Q 6-3 事業届出書を提出している。住所が変わったが、手続きが必要か？

- A** ■ **住所等、届出事項に変更が生じた場合は、遅滞なく「事業届出事項変更届出書」を提出する必要があります。**
- 記載例等、詳しくは、『電気用品安全法 法令業務実施手引書（Ver 5.0.2）』のP.39-41 をご覧ください。
（ガイドはこちら https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/pse_guide.html）

Q 6-4 届出書はどこへ提出すればよいか？

- A**
- 届出者の事業所・工場等が、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県にある場合は、関東経済産業局 製品安全室へ 郵送 または 持参 によりご提出ください。
 - 提出部数は 1 部ですが、控えが必要な場合は、2 部ご提出ください。1 部に受領印を押印し、お返しいたします。
 - ※ 郵送する場合の注意点
 - 控えが必要な場合は、返信用の封筒（あらかじめ送料分の切手を貼り、返送先の宛名を記載したもの。）を同封してください。
 - ※ 持参する場合の注意点
 - 事前にお電話にてご連絡をお願いいたします。
(電話：048-600-0409)
 - 受付時間は 9:00～12:00、13:00～16:30です。
(書類の審査に時間がかかることがありますので、早めにお越しくさるようご協力をお願いいたします。)
 - 合同庁舎への入館手続きの際、身分証の提示が必要になります。(入館後、11 階へお越しください。)
 - 届出先は下記のとおりです。

〒330-9715
さいたま市中央区新都心 1 - 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
関東経済産業局 製品安全室

- 令和元年2月より、電子申請システム「保安ネット」を使用しての電子申請も可能となりました。詳しくは経済産業省のサイトをご覧ください。
(経済産業省・保安ネットポータルサイト
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net/index.html)

Q 6-5 届出書の控えはもらえるか？

- A**
- **届出書を 2 部 提出ください。1 部に受領印を押印し、お返しします。**
 - ※届出書の控えへの押印は、受付時のみ対応いたします。受付日以降は対応できませんので、ご注意ください。
 - 郵送の場合は、返信用封筒（あらかじめ送料分の切手を貼り、返送先の宛名を記載したもの。）も同封してください。

Q 6-6 届出はいつまでに提出すればよいか？

- A**
- 事業届出書（様式第 1）は、事業開始の日から 30 日以内、事業届出事項変更届出書（様式第 6）は、変更の日から遅滞なく 届出を行う必要があります。
 - **届出は必ず事後に行ってください。**提出日（届出書右上部の日付）が事前のものは受付できませんのでご注意ください。

Q 6-7 海外事業者による電気用品安全法の届出について

- A**
- 電気用品安全法の届出は、日本国内に登録された事業所があることが必要です。海外に籍を置く事業者は、会社法に基づき日本における代表者を選任して登記の上、電気用品安全法の事業届出を行ってください。
詳しくは「電気用品安全法に関する質問について」内の「2. 届出関係 海外事業者による届出事業者届出の可否について」をご覧ください。
(電気用品安全法に関する質問について
<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/faq.html>)